

商工センター地区経営実態調査等業務 基本仕様書

1 業務名

商工センター地区経営実態調査等業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 業務目的

地域が令和4年7月にとりまとめた「商工センター地区街づくり提案」について、広島市西部流通センター（以下「流通センター」という。）に立地する企業の経営実態等を把握した上で、今後の市場予測及びそれに基づく事業所数の予測等の分析・検討を行い、流通業務市街地の整備に関する法律（以下「流市法」という。）等規制の緩和、流通業務地区等の適正範囲及び土地活用策についての方向性等を見出すことで、「商工センター地区まちづくりビジョン」の策定のための基礎資料とする。

※ 流通センター地区は別紙1「広島市西部流通センターについて」のとおり。

4 業務内容

(1) 既存統計資料等調査

受注者は、以下の既存の統計資料等を活用し、発注者との協議を行いながら、流通センターの特性、流通センターに立地する企業及び産業を取り巻く環境の変化、事業所数や従業者数等基礎データの推移等を調査する。

ア 「経済センサス」(国)

イ 「国勢調査」(国)

ウ 「ひろしまの商工業」(広島県) 等

(2) 流通センター内団体調査

流通センター内にある団体に対し、以下の方法により調査する。

ア 調査対象者

流通センター所属団体

※ 別紙2「流通センター所属団体リスト」のとおり。

イ 調査方法

① 調査項目

受注者は、各団体が置かれている業界毎の課題等が明確になるような調査項目を設定し、市関係課や関係団体等との協議を行いながら調査票を完成させる。

② 調査の実施

受注者は、調査対象者に対し、訪問等により①で作成した調査票について聞き取る。

③ 実施時期(予定)

令和5年8月～10月

(3) 流通センター内企業等へのアンケート調査等

流通センター内に立地する企業等に対し、以下の方法により調査する。

ア 調査対象者

流通センター地区内に立地する企業等（本社機能を持たない企業を含む）

イ 調査方法

① 調査対象者リストの作成

受注者は、「調査対象者リスト」を作成する。

② 調査項目

調査項目は、(1)及び(2)の結果等を参考に、流市法等規制の緩和、流通業務地区等の適正範囲及び土地活用策についての方向性の検討・分析が可能な調査票を市関係課や関係団体等と協議しながら完成させる。

③ 調査の実施

受注者は、①により作成した調査対象者リストに記載のある企業等に対し、②の調査項目についてアンケート調査及び必要に応じて聞き取りを行う。

④ 実施時期（予定）

令和5年10月～12月

(4) その他調査

3の業務目的を達成するため、その他必要に応じて調査を実施する。

(5) 分析業務

受注者は、(1)～(4)の調査結果に基づき、関係各課と協議を行いながら、流市法等規制の緩和、流通業務地区等の適正範囲及び土地活用策の方向性等を見出す分析・提案を行う。

(6) 報告業務

ビジョン作成に向けた検討委員会に対して、分析結果の最終案の報告を行う。

(7) 報告書等の作成

ア 調査報告書

上記(6)の分析結果及び分析結果を導き出すまでの調査・分析過程等を掲載する。

（目安として、A4判 50頁程度）

イ 調査報告書（要約版）

上記アの要約版を作成する。

（目安として、A4判 15頁程度）

(8) 報告書等の提出

ア 受注者は、上記(7)で作成した報告書等を発注者に提出すること。なお、電子媒体の形式は、経済観光局経済企画課と協議し決定するものとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 調査報告書（電子媒体） | 25部 |
| ② 調査報告書（要約版）（紙） | 25部 |
| ③ 調査・分析資料（ヒアリング結果等）（電子媒体） | 25部 |
| ④ ②の電子媒体 | 5部 |
| ⑤ 参考資料 一式 | |
| ⑥ その他発注者が指示するもの | |

イ 受注者は、提出すべき報告書等のうち、発注者が指示する資料については、委託期間途中においても、報告書等の部分引き渡しを行うものとする。

ウ 報告書等の納入期限は、令和6年3月29日（金）とする。

エ 報告書等の納入場所は、経済観光局経済企画課とする。

5 委託業務実施計画書の作成等

受注者は、業務履行開始に当たり、契約締結の日から10日以内に委託業務実施計画書を作成し、経済観光局経済企画課の承認を得ること。

また、委託業務実施計画書には、選任した現場責任者名を記載すること。

6 実施報告書の提出

受注者は、業務履行後、広島市委託契約約款第12条に定めるところにより実施報告書を発注者に提出すること。

7 スケジュール（予定）

令和5年	8月～10月	既存統計資料等調査・流通センター内団体調査
	10月～12月	流通センター内企業等へのアンケート調査等
	1月～3月	分析業務
	3月	報告業務

8 特記事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 本業務について、広島市側の作業と受注者側の作業を明確にすること。
- (3) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 本業務における調査では、できる限りアンケート等の回収率を上げる手法を講ずること。
- (5) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は業務費の範囲内において仕様の

変更に応じること。

- (6) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
 - ア 再委託する業務の範囲
 - イ 再委託する合理性及び必要性
 - ウ 再委託先の業務履行能力
 - エ 再委託業務の運営管理方法
- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (10) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。